

淀川水系流域委員会 第3回水位操作WG検討会(06. 10. 10 開催)結果報告		2006. 10. 19 庶務発信
開催日時	2006 年 10 月 10 日 (火) 13:00～15:00	
場 所	みやこめっせ 地下1階 特別展示場A面	
参加者数	委員 13 名 河川管理者 37 名	
1. 決定事項		
・水位操作WG検討会の日程が下記の通りに決定した。 第4回水位操作WG検討会 11 月 13 日 (月) 17:00～20:00 第5回水位操作WG検討会 11 月 21 日 (火) 16:00～19:00		
2. 検討の概要		
①河川管理者からの資料説明と意見交換		
河川管理者より、資料1「河川管理者への検討・依頼事項への回答」を用いて説明がなされた後、質疑応答と意見交換がなされた。主な内容は以下の通り (例示)。		
○環境について		
・フナ類仔稚魚の生残数を調査した3カ所の面積はどの程度なのか(資料1 P14)。単位面積辺りの産卵数を整理しているのか。 ←どこまでを範囲とするかについて検討する必要があるが、数値を示すことは可能だ(河川管理者)。		
○治水について		
・琵琶湖水位があまり高くない状況で全開放流したケースがあるとの説明だったが、どういう状況だったのか。 ←平成18年6月15日に1～2日間の全開放流を行った。6月16日の40～50mmの降雨によって水位が高まったうえ、その後も降雨が予想されたために、できるだけ早くBSL-20cmに下げておかなければ大変な事態になるかもしれないと判断し、全開放流を行った。気象状況も加味して全開放流の判断をしている(資料1 P72)(河川管理者)。		
・明治29年と昭和36年洪水において迎洪水位をBSL±0cmに上げた場合の被害についての検討で(資料1 P83、P88)、明治29年のケースでは内水排水ポンプが「機能しない」となっている一方で、昭和39年では「稼働」となっている。「稼働」と「機能しない」の基準は何か。 ←内水排水ポンプはBSL+1.4mを想定外力として設計されているので、これを超えると稼働しても機能しないだろうという前提で検討を行った(河川管理者)。		
・昭和36年洪水において迎洪水位をBSL±0cmに上げた場合はBSL+1.15mになり、計画高水位BSL+1.4mを下回る。それにもかかわらず発生している浸水被害は、内水による被害と解釈すればよいのか(資料1 P89)。 ←昭和36年洪水は時間データを用いて内水排水ポンプを稼働させて内水域の水位を評価した。BSL+1.4m以下で浸水が発生しているのは、現地で実測によって各戸調査した結果、現に浸水してしまう家屋が存在したということだ(河川管理者)。		
○洗堰操作規則について		
・瀬田川洗堰操作規則の変更に必要な手続きについて教えて欲しい。資料1 P73では、平成4年に操作規則が制定された際の経緯が説明されているだけで、変更に必要な手続きが示されていない。 ←どのような課題が発生してそれをどう解決するのか、その手続きは調整内容による。このため、現時点では答えが用意できない(河川管理者)。 ←平成4年の洗堰操作規則制定によって長期に及ぶ琵琶湖の低水位が発生している。琵琶湖水位操作に関する意見書でも、洗堰操作規則の見直しについて述べている。河川管理者には、現在の制限水位を±0cmに変更することを検討してほしい。大変だとは思いますが、調整を進めて欲しい。 ←最後に出てくるのが、洗堰操作規則の改正だと思っており、まずは操作をどう運用するかということが重要だと思っている。制限水位は非常に厳しい制限であり、昨年7月の5ダムの方針においては制限水位を上げる場合には何らかの治水対策が必要と考え提案した(河川管理者)。		
・仮に丹生ダムをつくって制限水位をあげることになれば、洗堰操作規則を変更することになるのか。 ←必要であれば洗堰操作規則の変更はあり得るし、現行の操作規則の運用で対応できるのであれば運用で対応する。必要があれば変更してしかるべきだが、まずは変更の必要性を整理して上下流の関係者に説明して、納得頂ければあとは手続きの問題だ(河川管理者)。 ←合意形成ができれば、手続きはあとからついてくるものだと理解した。 ←大切なのは、洗堰操作規則を変更する必要があるかどうかだ。変更する必要性があるのなら、操作規則は変えられる。まずは変更の必要性の検討が必要だ。		

- 琵琶湖上流に器（ダム）をつくって治水容量や利水容量を確保すれば琵琶湖の制限水位を上げてよいが、器がなければ制限水位の変更はできないという理解でよいのか。

←操作規則の運用上許される範囲内で環境に配慮した洗堰試行操作を3年間実施し、何とかやっていけそうだという評価も頂いたので、恒久的なものとして整理したい。今後も試行操作を恒久的に続けていくために洗堰操作規則を変えなければならないかどうかについては、変更せずにいけるかもしれないし、洗堰操作規則を変更する必要があるが出てくるかもしれない。変更する必要があるれば、変更することもやぶさかではない。ただし、制限水位は非常に厳しい制限であり、現在は5cm程度幅を持たせて運用しているがこれを超えた操作は許される範囲を超えると考えているため、行っていない。洗堰操作規則を変更する時期と程度、さらには必要性・効果が整理でき、流域の皆様に納得して頂けるのであれば変えられると思うし、納得して頂けないのであれば、現行の洗堰操作規則をベースに議論していくことになると思うっており、その調整にどれだけかかるかは今の段階ではわからない（河川管理者）。

- 洗堰試行操作が、洗堰操作規則でどう位置づけられるのか。また、洗堰試行操作の幅として、どれくらいまで想定し得るのか。

←これまでの洗堰試行操作の結果、治水上、利水上、大きな問題がないということであれば、このまま本格的な運用に移行できるかもしれない。ただ、例えば6月16日に-20cmを確保できずその後も-1.5mを下回ってしまってしまうとその場合は河川管理者の管理瑕疵が問われるかもしれない。洗堰操作規則に試行操作を新たに位置付けることは、そういったことを回避する1つの方法だとは思いますが、下流に対して何ら意見を求めているいないため、合意できるかどうかは分からない。3年間の洗堰試行操作では大きな問題は発生していないので、春先の試行運用を本格的な運用に移行しても大丈夫だろうという感触はあるが、洗堰操作規則に規定すべきかどうかはまた別の次元で議論が必要だと考えている（河川管理者）。

② 水位操作WG意見書について

資料2「水位操作WG意見書目次(たたき台)」について意見交換がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

- 水位操作WGで淀川大堰の水位操作についても取り扱うのか。
←洗堰水位操作による下流域への影響についてのみ述べる。
- 残された課題として、洗堰の全閉問題についても触れて欲しい。

③ 今後の水位操作WGの検討課題

- 琵琶湖の生態系により配慮した洗堰操作規則の変更を前提として、以下の問題を議論していく。
 - ①洗堰試行操作の成果を科学的に評価し、生態系に配慮した水位操作について一定の整理を行う。今回、河川管理者の評価が示されたが、全てではない。例えばコイ科魚類の生残に関して言えば、どれくらい産まれたかがよくわかっていない。
 - ②琵琶湖、淀川を含めた環境に配慮した水位操作について基本的な考え方とあり方を提示し、そのために必要な今後の試行のあり方についての検討。
 - ③水位操作規則を変更する場合の影響評価とそのプロセスの検討。
- 水位操作WG意見書の作成担当を下記のようにしたい。
 2. 琵琶湖および淀川本来の水位変動について
 - ①琵琶湖ー淀川水系の特性 … 西野WGリーダー
 - ②琵琶湖本来の水位変動と現状 … 西野WGリーダー
 - ③淀川本来の水位変動と現状 … 未定
 3. 琵琶湖および淀川の水位操作に関するこれまでの経緯 … 西野WGリーダー
 4. 水位操作の試行およびその評価
 - ①琵琶湖操作 … 西野WGリーダー
 - ②淀川水位 … 村上興正委員（綾委員、高田委員）
 5. 水位操作のあるべき姿についての考え方と問題点
 - ①環境 … 西野WGリーダー
 - ②治水 … 未定
 - ③利水 … 荻野委員

以上

※結果報告は、委員の皆様には主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。